

担当課名	クリーンセンター
案件名	粗大設備せん断破碎機刃交換修繕
案件の概要	粗大設備せん断破碎機刃の交換修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 5 年 12 月 8 日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	5,478,000 円（うち消費税 498,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 6 年 3 月 29 日
随意契約とした理由	<p>本業務は、粗大設備せん断破碎機刃の交換修繕を実施するものである。</p> <p>せん断破碎機は、搬入された長尺物や、畳等の厚みがある物を回転破碎機等で処理出来る大きさにせん断する機械である。</p> <p>現施設は令和 10 年度に予定する新施設への更新に向けて、修繕、機器更新が効果的かつ効率的な投資となるよう令和 3 年度から集中的に取り組みを進めているところであるが、せん断破碎機刃は平成 28 年以降交換（刃の交換周期は一般的には 4 年）していないため損耗しており、せん断能力が低下していたところ、今般、油面計から油漏れが生じたもの。当該せん断破碎機は油圧式のため油漏れが生じるとせん断能力を発揮できないため早急に修繕を実施するものである。</p> <p>粗大ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その交換修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、粗大施設の運営を行いながら、安全性の確保もしながら交換修繕を進めていかなければならず、今回の交換修繕の実施にあたっては日々搬入されるごみ量も踏まえ、厳密な調整が必要となっている。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当）</p>